



福岡県医発第 538 号（地）

令和 5 年 5 月 22 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 蓮 澤 浩 明
（公 印 省 略）

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う
新型コロナウイルス感染症に係る労災診療費の臨時的な取扱いについて

新型コロナウイルス感染症に係る労災診療費の臨時的な取扱いにつきまして
は、令和 2 年 5 月 13 日付け福岡県医発第 462 号（地）等により逐一ご連絡申し上げ
ているところです。

今般、令和 5 年 3 月 31 日付け厚生労働省保険局医療課事務連絡「新型コロナ
ウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う新型コロナウイルス感染
症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて」（令和 5 年 4 月 10 日付け福岡
県医発第 57 号（地）にてご連絡）により、電話や情報通信機器を用いた診療等
に係る特例が令和 5 年 7 月 31 日をもって終了すると示されたことから、労災診療
費の今後の取扱いについて厚生労働省より通知が発出された旨、日本医師会よ
り通知がありました。

つきましては、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

（添付資料）

- ・新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う新型コロナ
ウイルス感染症に係る労災診療費の臨時的な取扱いについて
（令 5. 5. 2 基補発 0502 第 1 号 厚生労働省労働基準局補償課長）

小郡三井医師会より

労災担当理事 田中英二
会 長 島田昇二郎

令和 5 年 5 月 10 日

都道府県医師会
労災保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
細 川 秀 一

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う
新型コロナウイルス感染症に係る労災診療費の臨時的な取扱いについて

新型コロナウイルス感染症に係る労災補償業務における労災保険給付については、「新型コロナウイルス感染症の労災補償の取扱いについて」（令和 2 年 5 月 11 日付（保 50））によりご連絡申し上げているところであります。

今般、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて」（令和 5 年 3 月 31 日付 厚生労働省保険局医療課事務連絡）により、電話や情報通信機器を用いた診療等に係る特例が令和 5 年 7 月 31 日をもって終了と示されたことから、労災診療費の今後の取扱いについて取りまとめられましたので別添のとおりご連絡いたします。

つきましては、貴会関係会員への周知方ご高配賜わりたくよろしくお願い申し上げます。

[添付資料]

- ・新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う新型コロナウイルス感染症に係る労災診療費の臨時的な取扱いについて

（令 5.5.2 基補発 0502 第 1 号 厚生労働省労働基準局補償課長）

基 補 発 0502 第 1 号
令 和 5 年 5 月 2 日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局補償課長

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う
新型コロナウイルス感染症に係る労災診療費の臨時的な取扱いについて

今般、令和5年3月31日付け厚生労働省保険局医療課事務連絡「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて」において、令和2年4月10日付け厚生労働省保険局医療課事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その10）」で示された電話や情報通信機器を用いた診療等に係る特例が令和5年7月31日をもって終了すると示されたことから、令和2年5月11日付け基補発0511第1号「新型コロナウイルス感染症に係る労災診療費の臨時的な取扱いについて」（以下「補償課長通達」という。）により通知した労災診療費の臨時的な取扱いについて、今後の取扱いを下記のとおり取りまとめたので、その対応に遺漏なきを期されたい。

記

1 電話等を用いた場合の初診料について

補償課長通達「1 電話等を用いた場合の初診料について」における取扱いは令和5年7月31日をもって終了する。

なお、情報通信機器を用いた診療に係る施設基準を満たした医療機関が、診療報酬の算定方法（平成20年3月5日付け厚生労働省告示第59号（最終改正：令和5年1月31日））の別表第一医科診療報酬点数表（以下「健保点数表」という。）のA000初診料の注1ただし書きに係る情報通信機器を用いた初診を行い、算定要件を満たした場合、労災診療費算定基準（昭和51年1月13日付け基発第72号。最終改正：令和4年3月31日）において、情報通信機器を用いた場合の初診料は設定されていないことから、通常の対面による診療と同じ金額（3,820円）により算定すること。

2 電話等を用いた場合の再診料について

補償課長通達「2 電話等を用いた場合の再診料について」における取扱いは令和5年7月31日をもって終了する。

なお、情報通信機器を用いた診療に係る施設基準を満たした医療機関が、健保点数表のA001再診料の注1ただし書きに係る情報通信機器を用いた再診を行い、算定要件を満たした場合、通常に対面による診療と同じ金額（1,400円）により算定すること。

3 再診時療養指導管理料について

補償課長通達「3 再診時療養指導管理料について」における取扱いは令和5年7月31日をもって終了する。

なお、情報通信機器を用いた診療に係る施設基準を満たした医療機関において、再診時療養指導管理料を算定すべき療養上の指導を、厚生労働省「オンライン診療の適切な実施に関する指針」に基づき情報通信機器を用いて行った場合は、通常に対面による場合と同じ金額（920円）を算定すること。

4 その他

労災診療費は、従前どおり、労災診療費算定基準に定められているものを除き、健保点数表の診療報酬点数に労災診療単価を乗じて算定することとなるため、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の取扱いについても、健康保険に原則準拠して取り扱うこと。